

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…一

告示

○建築基準法による道路の指定の変更……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…五

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…五

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…七

○都道の供用開始……………（同）…九

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…九

告示（内水漁管）

○多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………九

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…九

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…九

○都市計画事業の施行……………（建設局道路建設部管理課）…二

規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する

規則を公布する。

令和四年八月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十八号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「平成二十九年特別区都市計画交付金交付要綱（平成三十年一月二十六日二十九総行区第四百二十七号総務局長決定）」を削り、「及び令和二年度特別区都市計画交付金交付要綱」を、「令和二年度特別区都市計画交付金交付要綱（令和四年二月四日三総行区第七百六十九号総務局長決定）」により交付された」に改める。

第六条第五項の表経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「（ 第11条第1項第1号 ） + （ 第11条第1項第2号 ）」を「（ 第11条第1項第1号 ）」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「（ 第11条第1項第1号 ）」を「（ $\text{第11条第1項第1号} + \text{第11条第1項第2号}$ ）」に改める。

第七条の表一の部1の款(1)の項中「〇・七八〇」を「〇・七七二」に、「〇・八八〇」を「〇・八七五」に、「一・一四〇」を「一・一四六」に、「二一・一八〇」を「二二・〇二二」に改め、同表二の部1の款(1)の項中「一・三四五」を「一・三四四」に、「一・一六八」を「一・一七七」に、「七八・七七九」を「七九・〇九七」に、「四三・三一〇」を「四三・四八七」に改める。

附則第二項中「107162888」を「10812048」に改める。

附則第四項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「前二年度」を「前三年度」に改める。

附則第五項中「令和三年度」を「令和四年度」に、
$$\frac{A+B}{2} \times C \times 0.85$$
を

<p>「$\frac{A+B+C}{3} \times D \times 0.85$」^ニ、</p> <p>「B 前前年度の軽自動車税環境性能割の現年度分及び過年度分の調定額に4分の12を乗じて得た額</p> <p>C 別表第四に掲げる軽自動車税環境性能割に係る率」[」]</p> <p>「B 前前年度の軽自動車税環境性能割の現年度分及び過年度分の調定額</p> <p>C 前前年度の軽自動車税環境性能割の現年度分及び過年度分の調定額に4分の12を乗じて得た額</p> <p>D 別表第四に掲げる軽自動車税環境性能割に係る率」[」]</p> <p>附則第七項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「に課税された」又は課税されるべきであった軽自動車税種別割並びに「及び前前年度に課税された」又は課税されるべきであった軽自動車税種別割並びに」に改める。</p> <p>附則第八項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「B 前前年度の平成二十八年改正前の軽自動車税の現年度分及び過年度分の調定額」や「B 前前年度の軽自動車税種別割の現年度分及び過年度分の調定額」に改める。</p> <p>附則第十項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「前二年度」を「前三年度」に改める。</p> <p>附則第十一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「$\frac{A+B}{2} \times C \times 0.85$」や「$\frac{A+B+C}{3} \times D \times 0.85$」[」]、</p> <p>「B 前前年度に交付された環境性能割交付金の額に6分の12を乗じて得た額</p> <p>C 別表第四に掲げる環境性能割交付金に係る率」[」]</p> <p>「B 前前年度に交付された環境性能割交付金の額</p> <p>C 前前年度に交付された環境性能割交付金の額に6分の12を乗じて得た額</p> <p>D 別表第四に掲げる環境性能割交付金に係る率」[」]</p> <p>別表第一経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「0.934」や「0.933」に「0.066」や「0.067」に改め、同款老人福祉費の項中「0.948」や「0.950」に「0.052」</p>	<p>を「0.050」に改め、同款生活保護費の項中「0.934」を「0.936」に「0.066」や「0.064」に改め、同款児童福祉費の項中「0.853」を「0.850」に「0.147」や「0.150」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0.891」を「0.892」に「0.109」や「0.108」に改め、同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0.976」を「0.977」に「0.024」を「0.023」に改め、同部衛生費の項中「0.822」を「0.820」に「0.178」や「0.180」に改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「0.444」を「0.445」に「0.556」を「0.555」に改め、同款産業経済費の項中「0.936」を「0.793」に「0.064」を「0.207」に改め、同部土木費の款建築公事費の項中「0.615」を「0.614」に「0.385」を「0.386」に改め、同款都市整備費の項中「0.779」を「0.778」に「0.221」を「0.222」に改め、同款道路橋りょう費の項中「-1.467」を「-1.540」に「2.467」を「2.540」に改め、同款公園費の項中「0.561」を「0.562」に「0.439」や「0.438」に改め、同部教育費の項中「35,280人」を「33,750人」に「0.569」を「0.557」に「0.431」を「0.443」に「0.727」を「0.726」に「0.273」を「0.274」に改め、同表投資的経費の部教育費の項中「35,280人」を「33,750人」に「0.632」を「0.605」に「0.368」を「0.395」に改める。</p> <p>別表第二経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「1.029」を「1.019」に「0.824」を「0.825」に「4,318」を「4,055」に「0.984」を「0.983」に改め、同款老人福祉費の項中「0.862」を「0.865」に「0.107」を「0.105」に「24,901」を「24,638」に「0.944」を「0.945」に改め、同款生活保護費の項中「1,310」を「1,270」に「0.936」を「0.947」に「0.282」を「0.301」に「9,496」を「9,831」に「0.441」を「0.453」に「0.512」を「0.504」に「0.152」を「0.149」に「0.066」を「0.064」に改め、同款児童福祉費の項中「0.640」を「0.636」に「0.338」を「0.342」に「0.094」を「0.093」に「0.924」を「0.923」に「2,407」を「2,454」に「0.467」を「0.456」に「0.543」を「0.539」に「0.815」を「0.817」に「13,757」を「13,710」に「0.862」を「0.863」に「0.124」を「0.108」に「0.958」を「0.963」に改め、同部衛生費の項中「0.901」を「0.906」に「0.954」を「0.953」に、「食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）」を「食品衛生法施行細則（昭和23年東京都規則第130号）第16条及び」や「食品衛生法第</p>
---	--

57条及び東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第46号）による改正前の」に改め、同部土木費の項中「3,836」を「4,015」に、「0,218」を「0,182」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「1,311」を「1,168」に、「0,756」を「0,781」に改め、同款中学校費の項中「2,105」を「1,870」に、「0,615」を「0,656」に改め、同款その他の教育費の項中「11,93」を「11,99」に、「0,911」を「0,916」に、「27,82」を「28,67」に、「0,969」を「0,967」に改め、同表投資的経費の部土木費の項中「11,306」を「14,242」に、「25」を「27」に、「22」を「23」に、「14」を「145」に改め、

別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「1,009」を「1,010」に、「1,014」を「1,015」に、「1,018」を「1,020」に、「1,023」を「1,025」に、「1,027」を「1,030」に、「1,032」を「1,035」に、「1,036」を「1,040」に、「20,817」を「20,947」に、「0,121」を「0,120」に、「555,946,008」を「550,541,980」に、「26,131」を「25,987」に、「355,844,534」を「352,469,079」に、「435,885,124」を「431,698,239」に、「475,905,418」を「471,312,819」に、「649,326,696」を「642,976,000」に、「689,346,991」を「682,590,580」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「補正Ⅰの」を「B×3,440,866
A×14,697 + 1」に改め、「B×3,408,109
A×14,808 + 1」に改め、

補正Ⅱの算式	を削り、同款老人福祉費の
$\frac{B}{A \times 14,697} + 1$	
算式の符号	
A 測定単位の数値	
B 当該年度における福祉サービス安定化事業に要する経費として知事が算定した額	

項中「70,317」を「72,490」に改め、同款児童福祉費の項中「1,264,110」を「1,368,040」に、「1,643,600」を「1,732,080」に、「2,455,170」を「2,370,270」に、「4,400,320」を「4,238,670」に、「148,609」を「147,232」に、「177,100」を

「203,960」に、「228,550」を「256,610」に、「240,340」を「240,560」に、「476,340」を「468,790」に、「16,358」を「16,327」に、「254,919,445」を「254,146,460」に、「9,964,983」を「9,913,869」に、「1,529,234」を「1,519,858」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0,4581」を「0,4764」に、「0,6388」を「0,6354」に、「12,915」を「12,829」に、

B 当該年度における東京都国民健康保険事業費納付金において講じられる激変緩和措置の影響を調整する額として知事が算定した額	を
--	---

B 当該年度における東京都国民健康保険事業費納付金において講じられる激変緩和措置の影響を調整する額として知事が算定した額	を削り、同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0,0642」を「0,0646」に、「0,9514」を「0,9498」に、「0,0541」を「0,0544」に改め、同部衛生費の項中「42,876」を「42,590」に、「8,404,450」を「8,405,470」に、「9,861」を「9,712」に改め、同部清掃費の款収集作業費の項中「5,397」を「5,372」に改め、同款収集車両費の項中「1,499」を「1,498」に
補正Ⅳの算式	
$\frac{B}{A} \times 0,2635 + 0,9905$	
算式の符号	
A 測定単位の数値	
B 国民健康保険法第72条の3の2第1項の規定に基づき、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料の減額対象となる一般被保険者（未就学児）の前前年度の数	

療制度事業助成費の項中「0,0642」を「0,0646」に、「0,9514」を「0,9498」に、「0,0541」を「0,0544」に改め、同部衛生費の項中「42,876」を「42,590」に、「8,404,450」を「8,405,470」に、「9,861」を「9,712」に改め、同部清掃費の款収集作業費の項中「5,397」を「5,372」に改め、同款収集車両費の項中「1,499」を「1,498」に

改め、同款処理処分費の項中「3,052」を「3,062」に改め、同部経済労働費の款生活経
 済費の項中「451」を「450」に改め、同款産業経済費の項中「19,192,988」を
 「19,094,050」に改め、「189,864」を「58,496」に改め、「174,553」を「173,322」に改め、平成27
 年2月1日」を「令和2年2月1日」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中
 「1,801」を「1,820」に改め、「2,384」を「2,368」に改め、同款都市整備費の項中「1,102」
 を「1,094」に改め、同款道路橋りょう費の項中「7,802,468」を「7,819,568」に
 「9,718,468」を「9,745,168」に改め、「11,628,728」を「11,674,178」に改め、「A×50」を「A
 ×48」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,054」を「0,0530」に改め、「0,11750」
 を「0,11709」に改め、「0,2012」を「0,1978」に改め、「0,5694」を「0,5783」に改め、「64,983,162」
 を「64,792,782」に改め、「78,050,037」を「77,735,523」に改め、「103,680,837」を
 「105,417,617」に改め、同款中学校費の項中「0,0202」を「0,0193」に改め、「0,1168」を
 「0,1118」に改め、「0,2196」を「0,2117」に改め、「0,6434」を「0,6572」に改め、同款その他
 の教育費の項中「0,582」を「0,573」に改め、「0,418」を「0,427」に改め、「1,034,230」を
 「944,690」に改め、「1,436,110」を「1,331,510」に改め、「6,460」を「6,431」に改め、「185,300」
 を「181,330」に改め、「253,750」を「251,610」に改め、同部その他諸費の項中「8,377」を
 「8,409」に改め、同表投資的経費の部民生費の款老人福祉費の項中「3,850」を
 「3,898」に改め、同款児童福祉費の項中「1,033」を「1,032」に改め、「359」を「363」に
 「21,545,538」を「21,786,280」に改め、「12,910」を「13,203」に改め、同部衛生費の項中
 「293」を「296」に改め、同部清掃費の項中「170」を「172」に改め、同部土木費の款
 建築公害費の項中「768」を「778」に改め、同款都市整備費の項中「199」を「201」に
 改め、同款道路橋りょう費の項中「144」を「145」に改め、同款公園費の項中
 「0,341」を「0,344」に改め、「0,659」を「0,656」に改め、「1,490」を「1,497」に改め、同部
 教育費の款小学校費の項中「0,1539」を「0,2679」に改め、「0,8461」を「0,7321」に
 「245,400」を「247,500」に改め、「44,832,000」を「45,235,000」に改め、「155,300,000」を
 「156,698,000」に改め、「85,236,800」を「89,160,500」に改め、「17,100」を「17,300」に
 「28,300」を「28,600」に改め、「1,012,000」を「1,021,000」に改め、「205,400」を「214,900」
 に改め、「339,349,500」を「342,508,500」に改め、「275,440,500」を「319,059,000」に
 「73,150,000」を「73,825,000」に改め、「46,000,000」を「47,525,000」に改め、「9,125,000」を

「9,200,000」に改め、「59,671,659」を「157,729,059」に改め、「28,662,600」を「28,633,600」に
 「144,884,000」を「146,188,000」に改め、「71,075,200」を「74,347,000」に改め、「42,791,000」
 を「43,176,000」に改め、「175,679,700」を「177,315,100」に改め、「142,594,300」を
 「165,175,400」に改め、「268,000」を「270,000」に改め、「58,520,000」を「59,060,000」に
 「36,800,000」を「38,020,000」に改め、「7,300,000」を「7,360,000」に改め、同款中学校費
 の項中「0,1482」を「0,2668」に改め、「0,8518」を「0,7332」に改め、「245,400」を
 「247,500」に改め、「57,327,000」を「57,843,000」に改め、「144,884,000」を「146,188,000」に
 「71,075,200」を「74,347,000」に改め、「17,100」を「17,300」に改め、「28,300」を「28,600」
 に改め、「1,012,000」を「1,021,000」に改め、「205,400」を「214,900」に改め、「317,843,400」を
 「320,802,200」に改め、「257,984,600」を「298,838,800」に改め、「87,780,000」を
 「88,590,000」に改め、「55,200,000」を「57,030,000」に改め、「10,950,000」を「11,040,000」に
 「65,742,844」を「168,156,222」に改め、「279,300」を「281,900」に改め、「134,400」を
 「138,800」に改め、「117,800,000」を「118,880,000」に改め、「53,760,000」を「55,520,000」に
 改め、同款その他教育費の項中「A×0,434+0,566」を「A×0,819+0,181」に改め、「A
 ×0,434」を「A×0,819」に改め、「326」を「1,946」に改め、「84,540,500」を
 「508,035,000」に改め、「121」を「730」に改め、「127」を「129」に改め、「1,010」を「3,246」
 に改め、「206,167,700」を「742,259,700」に改め、「B×0,434+0,566」を「B×0,430+0,570」に
 「141,853」を「142,947」に改め、「1,599」を「5,367」に改め、「B×0,434」を「B×0,430
 に」に改め。
 別表第四中「1,0061421104」を「1,0116619565」に改め、「1,04656」を「1,73523」に改め、
 「1,0282477」を「1,0431734」に改め、「0,99426076」を「1,0121137485」に改め、「0,847845」
 を「0,86931」に改め、「1,0051158」を「1,054400884」に改め、「1,2647564」を「1,1747979」に
 「68,6093256」を「69,2878312」に改め、「0,9164」を「1,09921」に改め、「1,171914」を
 「1,277948」に改め、「0,96029155」を「0,9986645」に改め、「0,9860356」を「0,9865002」に
 「1,676555」を「1,51554」に改め、「1,359965」を「1,5538766」に改め、「1,007462」を
 「1,028758」に改め。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都及び特別区並びに特別

区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、令和四年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。

告示

●東京都告示第千五百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十二日

東京都多摩建築指導事務所長 名 取 伸 明

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第二項の規定による道路

令和四年三月十八日

稲城市大字矢野口字宿千六十一番一の一部、同番一地区、同番一地区及び同番二、同番三、千七百七十九番、千七百四十一番、同番二及び同番七の各一部、同番九並びに同番十、同番十二及び同番十三の各一部並びに同番十四

延長 一三一・一〇
幅員 二・二〇
幅員 三・五〇

飯換地 三街区 稲城市大矢野口字宿千七十一一、二、

千七百八十一、
千七百四十一、
千七百四十一、
千七百四十一、
千七百八十一、
千七百八十八、保留地一及び字榎戸千三百七十五の各一部

●東京都告示第千五百五十五号

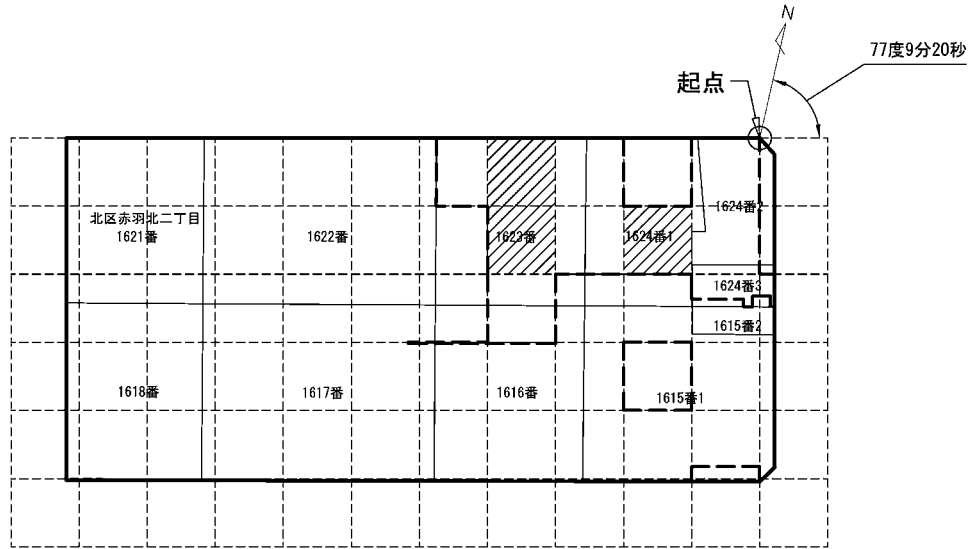
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（北区赤羽北二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【起点】
 起点は、北区赤羽北二丁目1624番2の最北端とする。

【格子の回転角度 (77度9分20秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- 単位区画
 - 敷地境界
 - - - 調査対象地
 - 筆境界
 - ▨ 要措置区域

●東京都告示第千五百五十六号

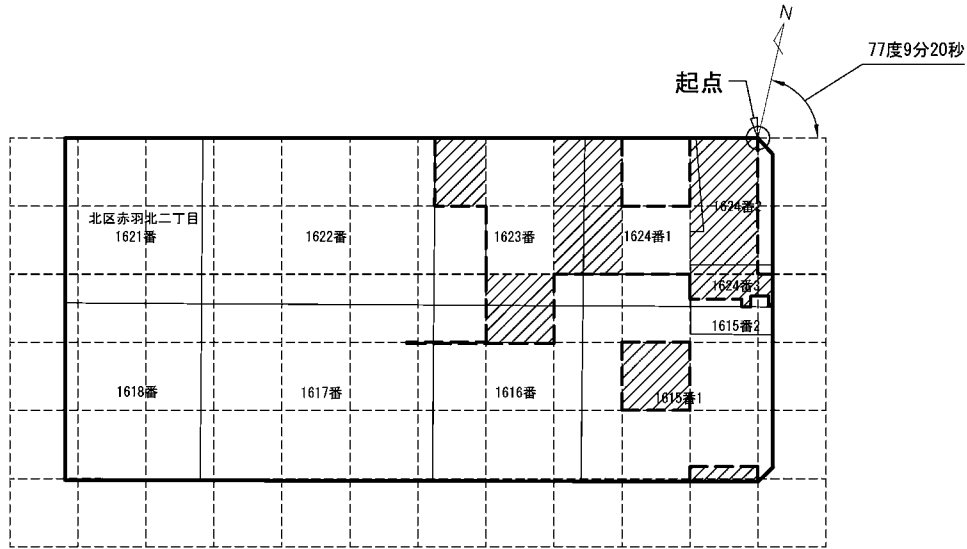
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区赤羽北二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、北区赤羽北二丁目1624番2の最北端とする。

【格子の回転角度（77度9分20秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- 単位区画
 - 敷地境界
 - - - 調査対象地
 - 筆境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 立川国分寺

二 変更の区間 国分寺市南町三丁目二千七百八十番一地从前同所二千七百番五地先まで

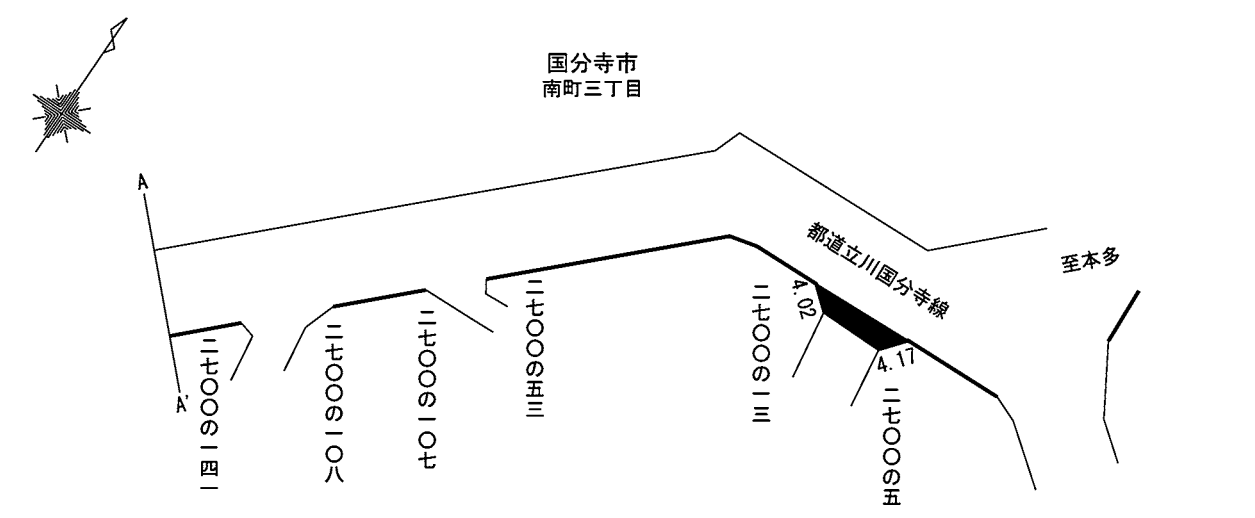
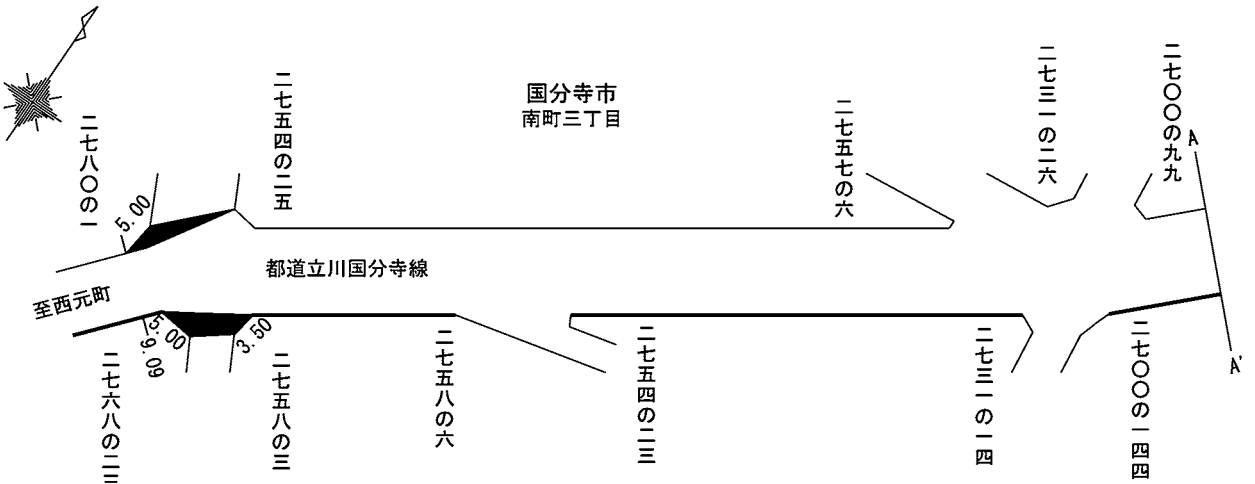
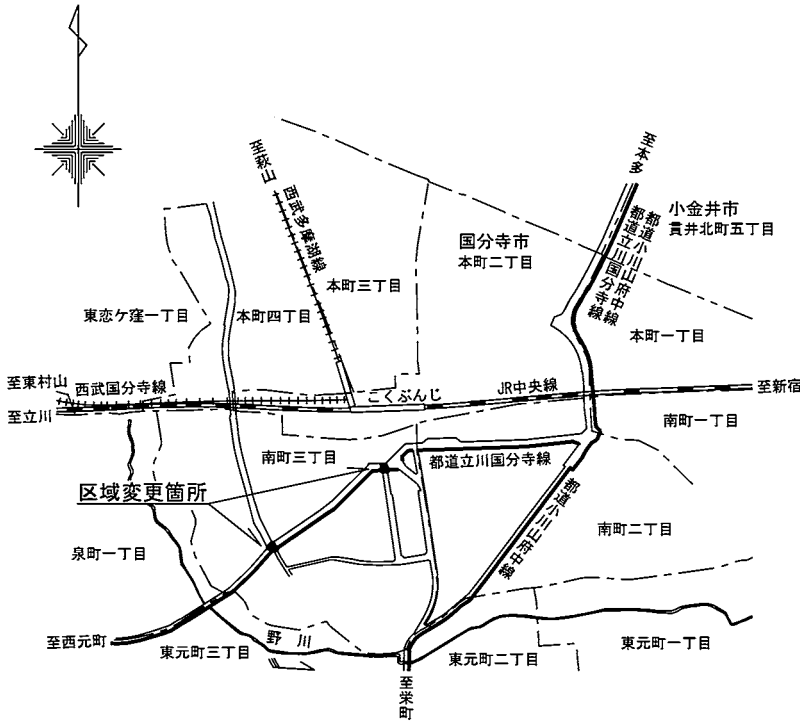
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道立川国分寺線区域変更略図
国分寺市南町三丁目地内

都道
 市道
 編入区域

延長 三一・四メートル
 面積 八二・一七平方メートル



●東京都告示第千五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 立川国分寺

二 供用開始の区間 国分寺市南町三丁目二千七百八十番一
地先から同所二千七百番五地先まで

三 供用開始の期日 令和四年八月十二日

●東京都告示第千五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

立川国分寺

二 占用を制限する区間

国分寺市南町三丁目二千七百八十番一地先から同所二千七百番五地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年八月十三日

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。

令和四年八月十二日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

(漁業権の行使の制限)

一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

(資源管理への協力)

二 遊漁者は、内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者が行う資源管理の取組に協

力しなければならない。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和四年九月一日から令和五年八月三十一日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年八月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市前沢一丁目九百三十一番六、九百三十三番一、九百三十四番及び九百三十六番一 林 忠男

小金井市梶野町三丁目三百五十一番四から同番七まで、三百五十五番二及び同番四 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

調布市飛田給三丁目三十六番三から同番五まで、同番三十一から同番三十三まで、三十七番十一の一部、同番十二及び同番十二地先 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年八月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年八月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 西友下高井戸店
- 二 店舗所在地 世田谷区松原三丁目四十一番五号
- 三 設置者名 株式会社西友
- 四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号
- 五 変更前の設置者名 合同会社西友
- 六 変更後の設置者名 株式会社西友
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友
- 九 変更日 令和四年一月六日
- 十 届出日 令和四年七月二十七日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間

令和四年八月十二日から同年十二月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 西友三軒茶屋店
- 二 店舗所在地 世田谷区太子堂四丁目二十四番八号
- 三 設置者名 株式会社西友
- 四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号
- 五 変更前の設置者名 合同会社西友
- 六 変更後の設置者名 株式会社西友
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか一名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか一名
- 九 変更日 令和四年一月六日
- 十 届出日 令和四年七月二十七日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十二 縦覧期間 令和四年八月十二日から同年十二月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 西友深沢目黒通り店

二 店舗所在地 世田谷区深沢一丁目八番一号

三 設置者名 日本濾過器株式会社

四 設置者住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目十二番一号

五 変更前の店舗名 西友深沢店

六 変更後の店舗名 西友深沢目黒通り店

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友

九 変更日 令和四年四月二十八日ほか

十 届出日 令和四年七月二十七日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間

令和四年八月十二日から同年十二月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 リヴィンオズ大泉店
- 二 店舗所在地 練馬区東大泉二丁目十番十一号
- 三 設置者名 東映株式会社
- 四 設置者住所 中央区銀座三丁目二番十七号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか十八名

<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか十八名</p>	<p>七 変更日 令和四年一月六日</p>	<p>八 届出日 令和四年七月二十七日</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 縦覧期間 令和四年八月十二日から同年十二月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 西友蓮根坂下店</p>	<p>二 店舗所在地 板橋区坂下二丁目二十三番一号</p>	<p>三 設置者名 株式会社西友</p>	<p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p>	<p>五 変更前の設置者名 合同会社西友</p>	<p>六 変更後の設置者名 株式会社西友</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友</p>	<p>九 変更日 令和四年一月六日</p>	<p>十 届出日 令和四年七月二十七日</p>	<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十二 縦覧期間 令和四年八月十二日から同年十二月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>都市計画道路事業の施行について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。 令和四年八月十二日 東京都知事 小池 百合子</p>	<p>一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり</p>	<p>二 施行者の名称 東京都</p>	<p>三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>四 事業地の所在 別表のとおり</p>	<p>別表</p>	<p>都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務所</p>	<p>東京都市計画道路 路事業補助線街 路第十一号線 東京都港区白金一丁目、白金二丁目、白金三丁目、白金四丁目、白金五丁目及び白金六丁目地内 令和四年七月二十 五日関東 地方整備 局告示第 二百三十 二号</p>	<p>第一建設事務</p>								

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

